

タイムズチケット（駐車場専用）店舗発券規約

（本規約の目的）

本規約は、タイムズ24株式会社（以下、「タイムズ24」といいます。）所定の機器等を用いて配布事業者自らが発券することのできる駐車サービス券、デジタル駐車サービス券、パーキングeチケット（以下総称して、「タイムズチケット（駐車場専用）」といいます。）について、配布事業者に対し、購入及び配布の方法その他の事項を定めるものです。本サービスの利用を希望する者は、タイムズチケット（駐車場専用）店舗発券規約（以下、「本規約」といいます。）の他、タイムズチケット（駐車場専用）販売規約および駐車サービス券発行アプリ利用規約（以下まとめて「関連規約」といいます。）の各条項に同意した上で、タイムズ24所定の方法で申込を行い、タイムズ24が申込を受理した日をもって、本契約が成立したものとします。なお、関連規約と本規約が抵触する場合は、本規約が優先するものとします。

2. （用語の定義）

本規約中で使用する用語の定義は、以下の通りとします。

（1）タイムズチケット（駐車場専用）

タイムズ24を発行元とする駐車用サービス券をいいます。

（2）時間貸駐車場タイムズパーキング

タイムズ24が運営し、またはタイムズ24との契約に基づいて、駐車場運営会社が運営する駐車場であって、タイムズチケット（駐車場専用）を利用できる設備を有する駐車場をいいます。

（3）利用者

時間貸駐車場タイムズパーキングを利用し、タイムズチケット（駐車場専用）で駐車場利用料金の全部または一部を精算する者をいいます。

（4）発行会社

タイムズ24をいいます。

（5）配布事業者

タイムズチケット（駐車場専用）を、利用者に配布する目的で購入する店舗等の事業者をいいます。

3. （機器の貸与等）

（1）タイムズ24は、配布事業者に対し、本契約の成立後、速やかに「タイムズチケット（駐車場専用）申込書」に定める対象機器（以下「本機器」という）の譲渡または貸与を行うこととする。ただし、配布事業者がパーク24グループの他のサービスにおいて別途機器等の貸与または譲渡を受けている等、タイムズ24が本機器の譲渡または貸与を不要と認めた場合は、この限りでない。

（2）配布事業者は、本機器を借り受ける場合は、善良なる管理者の注意義務をもって専有使用するものとし、また、第三者に譲渡し又は使用させてはならないものとする。

(3)本機器を使用するにあたり故障等トラブルが発生した場合は、速やかにタイムズ24に連絡するものとする。

4. (設置使用場所)

本機器の設置使用場所は、「タイムズチケット(駐車場専用)申込書」に定める設置場所記載のとおりとする。

5. (契約期間)

(1)契約期間は、本契約の成立日から起算して1年を経過することによって終了する。但し、期間満了の1ヶ月前までに、タイムズ24又は配布事業者から相手方に対して本契約を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、自動的に同一条件で1年更新され、その後も同様とする。

(2)本契約が終了した場合、本機器の貸与を受けた配布事業者は、本機器を速やかにタイムズ24に返却する。

6. (レンタル料)

(1)本機器の貸与に係るレンタル料は、申込書に定めるとおりとし、本機器の貸与台数の増減に合わせて料金を決定する。また、1ヶ月未満の期間の場合は、日割計算とする。

(2)配布事業者は、当月分のレンタル料について、前月末日までに、タイムズ24があらかじめ指定した専用WEBサイトに登録を行ったクレジットカードにより支払うものとする。ただし、タイムズ24が別途認めた配布事業者は、タイムズ24指定の預金口座へ振込む方法等、タイムズ24が別途定めた方法により支払うものとする。

(3)天災地変等の不可抗力、配布事業者の責に帰すべき事由又は配布事業者の要望等に起因して発生した本機器の修理、交換等を行った場合は、タイムズ24は、その都度別途必要経費を配布事業者に請求できるものとする。

7. (発券方法)

(1)配布事業者は、本規約の内容を承諾の上、発券するタイムズチケット(駐車場専用)の種類(券面額及び利用可能駐車場等)を、タイムズ24が指定する端末またはアプリ等にて指定し、タイムズ24所定の機器等を用いて配布事業者自らが発券を行うものとする。なお、発券を行なった場合は、取り消しを行うことはできないものとする。

(2)タイムズチケット(駐車場専用)を発券できる1日あたりの上限金額は、第1条に定める申込時においてタイムズ24が定める。ただし、配布事業者が第8条に基づき登録したクレジットカードの与信枠が上限金額よりも低い場合は、当該与信枠の範囲内とする。

(3)タイムズ24は、配布事業者に通知することにより、前項の上限金額を随時変更することができる。

8. (代金決済)

(1)配布事業者は、前条第1項の発券をもってタイムズチケット(駐車場専用)の購入代金を支払うものとし、支払いの方法は、タイムズ24があらかじめ指定した専用WEBサイトに登録を行った有効なクレジットカードによるものとする。ただし、タイムズ24が別途認

めた配布事業者は、タイムズ24指定の預金口座へ振込む方法等、タイムズ24が別途定めた方法により支払うものとする。

(2) 配布事業者は、前項で登録した有効なクレジットカードでの支払いができなかった場合は、タイムズ24が指定した方法において速やかに当該代金を支払うものとする。なお、振り込み手数料等が発生する場合は配布事業者の負担とする。

9. (発券停止)

タイムズ24は、以下の場合において発券を停止することができる。

(1) 配布事業者が第7条2項に定める上限金額を超過した

(2) 第8条にて登録したクレジットカードが使用できなかった

10. (本サービスの中止・中断等)

(1) タイムズ24は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、配布事業者に事前に通知することなく一時的に本サービスを中止または中断することができるものとします。

1. 本サービス上の設備(タイムズ24が、本サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます)の保守を緊急に行う場合

2. 火災、停電もしくは地震、噴火、洪水、津波などの天災、または通信障害、システム障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合

3. 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合

4. その他、運用上または技術上、タイムズ24が本サービスの一時的な中止または中断が必要と判断した場合

(2) タイムズ24は、前項各号のいずれかの事由により本サービスの提供の遅延、中止または中断などが発生し、これに起因して配布事業者が被った被害について一切責任を負わないものとします。

(3) タイムズ24は、理由の如何を問わず、1ヶ月前までにタイムズ24のホームページに掲載し公表することにより、本サービスの提供を中止または中断することができるものとします。

(4) 前項に基づき本サービスの提供を中止または中断したことによって配布事業者の何らかの損害が生じたとしても、タイムズ24は当該損害について一切責任を負わないものとします。

11. (契約の終了)

(1) 配布事業者またはタイムズ24は、相手方に対して2ヶ月前までに書面により通知することにより、いつでも本契約を中途解約することができるものとします。

(2) 配布事業者において、以下の各号のいずれかに該当した場合には、タイムズ24はいつでも本契約を終了することができ、また、配布事業者は本契約の終了までに発生したタイムズ24に対する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。

1. 本規約に違反したとき

2. タイムズ24に対する申込内容もしくは届出内容に虚偽の事項があったとき

3. タイムズ 2 4 から配布事業者宛てた通知が届出の連絡先に到着しないとき又はタイムズ 2 4 からの通知の受取を拒否したとき
4. 法令・条例・本規約その他本規約に付随する特約等（以下「本規約等」といいます。）に違反したとき
5. 他の債務により差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売の申立を受けたとき
6. 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算を自ら申立て、または第三者から破産の申立を受けたとき
7. 解散を決議したとき
8. 任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき
9. 自ら振出し、引受を為し、または保証を行った手形または小切手が不渡りとなったとき
10. 配布事業者の主要な役職員・株主・取引先その他の関係者が、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者（以下「暴力団員等」といいます）であると認められるとき、又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき
11. その他、タイムズ 2 4 が必要であると判断したとき

12. （免責）

(1)天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線もしくは諸設備の故障、その他タイムズ 2 4 および配布事業者の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、タイムズ 2 4 および配布事業者は互いに何らの責任も負わないものとします。

(2)前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、本契約の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、または本契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、タイムズ 2 4 および配布事業者は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

13. （規約外事項）

本規約に定めなき事項は、タイムズチケット（駐車場専用）利用規約および関連規約に定めるものとする。

14. （規約の変更）

タイムズ 2 4 は、配布事業者の事前の承認なしに、本規約について、その変更内容をタイムズ 2 4 のホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、配布事業者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、タイムズ 2 4 のホームページに掲載した効力発効日または適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。

15. （準拠法）

- (1)本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
- (2)本契約に定めのない事項及び本契約条項の解釈に疑義が生じた場合は、商慣習、商法、

民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、タイムズ24及び配布事業者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

16. (専属的合意管轄裁判所)

タイムズ24及び配布事業者は、本契約に関する訴訟の必要が生じた場合、被告の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

2023年5月19日制定

2025年1月30日改定